

知的財産判例セミナー

知的財産にご関心がある方ならどなたでも参加できます

第44回

AI生成物と特許法

— 知財高判令和7年1月30日判決（ダバス事件）を題材に —

— 内容 —

AIの名称を発明者氏名として記載した出願に対し、特許庁は出願却下の処分を下した。当該処分の適法性が争われた知財高判令和7年1月30日判決（ダバス事件）は、現行特許法は発明者が自然人であることを前提としていること等を踏まえ、出願却下処分が適法であるとしつつも、今後、AI発明に特許権を付与するか否かについては立法政策的な議論が必要である旨を説いた。本セミナーではダバス事件判決を紹介し、AI生成発明の特許法上の扱いについて検討する。



2025年

7月14日（月）

16:20 ～ 17:50

～ オンライン開催 ～

〔講師〕 早稲田大学 法学部 助手 森 綾香 氏

〈講師略歴〉早稲田大学法学学術院助手。2023年3月に早稲田大学大学院法学研究科修士課程を修了し、同年4月より現職 / 同大学院法学研究科博士後期課程在学中。最近の論考として、「意匠において物品が果たす権利範囲の限定の役割に関する考察：意匠法の沿革及び比較法の視点から」パテント76巻5号など。

<https://researchmap.jp/moriayaka>

〔司会〕 山口大学 国際総合科学部 教授 足立 勝 氏

お問合せ・お申込み

下記よりお申込みください。

<https://forms.gle/7aLNag2zkX7jZgS99>

山口大学 大学研究推進機構 知的財産センター

〒755-8611 山口県宇部市常盤台2-16-1

TEL：0836-85-9942 E-mail：ip_fdsd@yamaguchi-u.ac.jp HP：http://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/

